

**改正**

平成14年 3 月25日公安委員会規則第 6 号

平成16年 4 月22日公安委員会規則第10号

平成17年12月12日公安委員会規則第18号

平成24年 7 月 9 日公安委員会規則第 9 号

〔テレホンクラブ等営業及び利用カード等販売業に係る届出等並びに聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則〕をここに公布する。

利用カード等販売業に係る届出等の手続に関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この公安委員会規則は、広島県青少年健全育成条例（昭和54年広島県条例第 2 号。以下「条例」という。）第38条の 2 及び第45条の規定に基づき、利用カード等販売業に係る届出等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用カード等販売業の届出)

**第 2 条** 条例第38条の 2 第 1 項の規定による届出は、別記様式第 1 号の利用カード等販売業届出書により行わなければならない。この場合において、利用カード等販売業を営もうとする者が個人である場合には住民票の写しを、法人である場合には登記簿の謄本及びその代表者の住民票の写しをそれぞれ添付しなければならない。

2 条例第38条の 2 第 1 項第 3 号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用カード等販売業を営もうとする者の本籍及び生年月日（法人にあっては、その代表者の本籍及び生年月日）
- (2) 利用カード等販売所における業務の実施を統括管理する者（利用カード等販売業を営もうとする者を除く。）の氏名、住所、本籍及び生年月日
- (3) 自動販売機の管理者（利用カード等販売業を営もうとする者を除く。）の氏名、住所、本籍及び生年月日
- (4) 自動販売機の設置場所の業種及び店名
- (5) 販売する利用カード等に係るテレホンクラブ等営業所の名称
- (6) 利用カード等の販売方法

(7) 利用カード等販売所又は自動販売機の設置場所の周囲200メートル以内の略図

(8) 利用カード等の販売開始（予定）年月日

（利用カード等販売業の変更又は廃止の届出）

**第3条** 条例第38条の2第2項の規定による同条第1項各号に掲げる事項の変更の届出は、変更年月日、変更事項及び変更の理由を記載した別記様式第2号の変更届出書により行わなければならない。この場合において、条例第38条の2第1項第1号又は第2条第2項第1号に掲げる事項を変更するときは、当該変更事項に係る第2条第1項後段に規定する書類を添付しなければならない。

2 条例第38条の2第3項の規定による届出に係る販売等の廃止の届出は、廃止年月日及び廃止の理由を記載した別記様式第3号の廃止届出書により行わなければならない。

（届出書の提出部数及び提出先）

**第4条** 前2条に規定する届出は、正副2通の届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出に係る利用カード等販売所の所在地又は利用カードを収納することができる自動販売機の設置場所（以下「販売所の所在地等」という。）を管轄する警察署長を経由してしなければならない。

3 同時に2以上の利用カード等販売所又は利用カードを収納することができる自動販売機（以下「販売所等」という。）について、次のいずれかの届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの販売所等のうちいずれかの販売所の所在地等を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りる。

(1) 前条第1項に規定する変更届出書のうち、条例第38条の2第1項第1号又は第2条第2項第1号に掲げる事項の変更に係るもの

(2) 前条第2項に規定する廃止届出書

4 1の警察署の管轄区域内にある2以上の販売所等について、同時に第2条第1項の届出書を提出する場合又は前項の規定によりいずれかの販売所の所在地等を管轄する警察署長を経由して変更届出書を提出する場合において、これらの届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部をこれらの届出書のいずれか1通に添付すれば足りる。

（身分を示す証明書）

**第5条** 条例第45条第3項の規定による広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が警察職員に携帯させる証明書は、別記様式第4号のとおりとする。

(雑則)

**第6条** この公安委員会規則の施行に関し必要な細目的事項は、警察本部長が定める。

**附 則**

この公安委員会規則は、平成9年1月1日から施行する。

**附 則** (平成14年3月25日公安委員会規則第6号)

この公安委員会規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年4月22日公安委員会規則第10号)

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成17年12月12日公安委員会規則第18号)

この公安委員会規則は、平成18年1月1日から施行する。

**附 則** (平成24年7月9日公安委員会規則第9号)

この公安委員会規則は、平成24年7月9日から施行する。